平成２４年（フ）第３０２３号
東京都渋谷区恵比寿２―28―10―１Ｆ
破産者　株式会社アールクリエ
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０２４号
東京都渋谷区恵比寿２丁目28―10　秀ビル１階
破産者　佐多ひと美
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０４５号
東京都墨田区江東橋２丁目３番11号　ペルナ錦糸町５階
破産者　株式会社セネカ
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０４６号
東京都足立区栗原１―10―７―203、住民票上の住所東京都葛飾区東新小岩７丁目26―10
破産者　伊藤　秀樹
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０５４号
東京都足立区西加平２丁目８番９号
破産者　日本アメニティーズ株式会社
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０５５号
東京都練馬区豊玉北４丁目４―15―101
破産者　小林　紘司
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０６７号
東京都中央区日本橋兜町18番５号　日本橋兜町ビル２階
破産者　株式会社ライフネクスト
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０６８号
千葉県松戸市新松戸４丁目160―303
破産者　坂本多佳志
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１８６号
東京都文京区本郷３丁目24番２号
破産者　株式会社ホームドクター社
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１９０号
東京都板橋区栄町９番２号
破産者　株式会社アクティ
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１９１号
東京都板橋区前野町２丁目４－９―103
破産者　朝田　祐子
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１９９号
東京都墨田区向島５丁目29番５号
破産者　株式会社雄気商事
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２００号
東京都墨田区向島５丁目50―１　第二安井ハウス101
破産者　小林　佳子
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２０５号
東京都中央区日本橋大伝馬町13番15号
破産者　株式会社アクアジャパン・マネジメント
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２１４号
千葉県柏市若柴69番地の１
破産者　有限会社一松水産
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２４８号
東京都品川区戸越６丁目15―４
破産者　中村　亮平
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２４９号
東京都練馬区大泉学園町８丁目23番７号
破産者　有限会社平川工務店
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２５０号
東京都練馬区大泉町３丁目39―３　第二コーポ山喜201号室
破産者　平川　　哲
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２５５号
東京都台東区松が谷２丁目18番６―301号
破産者　有限会社ジェイ・エイチ
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２５６号
東京都墨田区墨田３丁目36―12―301
破産者　呉　　成根
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２６３号
神奈川県横浜市鶴見区市場大和町７番８号
破産者　株式会社ジャパン・エクシー
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２６５号
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目21番15号
破産者　株式会社Ｇ・Ｏ・Ｗトレーディング
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部